１箇月の拘束時間の延長に関する協定書

○○タクシー株式会社代表取締役○○○○と○○タクシー労働組合執行委員長○○○○（○○タクシー株式会社労働者代表○○○○）は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第２条第２項第１号ただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

１ 本協定の適用対象者は、隔日勤務に就くタクシー運転者とする。

２ 地域的事情その他の特別の事情がある場合、１箇月の拘束時間は下の表のとおりとする。

各月の起算日は１日とする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 270  時間 | 262  時間 | 265  時間 | 265  時間 | 262  時間 | 262  時間 | 262  時間 | 262  時間 | 267  時間 | 270  時間 | 262  時間 | 267  時間 |

３ 本協定の有効期間は、○年４月１日から○年３月31日までとする。

４ 本協定に定める事項について変更する必要が生じた場合には、14日前までに協議を行い、変更を  
行うものとする。

○年○月○日

以上

○○タクシー労働組合執行委員長 ○○○○ 印

（○○タクシー株式会社労働者代表 ○○○○ 印）

○○タクシー株式会社代表取締役 ○○○○ 印